

アンケートのお願い

2025年9月

弁護士 森田 明

今年の全国市民オンブズ大阪大会の情報公開分科会の助言者兼進行役を担当する森田です。

この分科会では、今後の情報公開訴訟の審理の在り方に大きな影響を与えると思われる（一部の裁判ではすでに影響が出ている）、最高裁（三小）令和7年6月3日判決について報告するとともに、この判決で情報公開訴訟の審理の在り方について判示されていることが、その後現場にどのような影響を与えているかについて情報を共有したいと考えています。

そこで、この分科会に参加される方（参加できないが情報公開訴訟を担当しておられる方も）に、アンケートを実施することとしました。

下記に同判決の要点を示しましたが、この判決後、貴殿の担当されている事件の審理の在り方に同判決の影響が出ているかについてお尋ねします。裁判所から求釈明文書が提出されている場合は、その文書を添付いただければ幸いです。

なお、同判決に先立って同様の審理方針、判断がされた例があればご紹介ください。

逆に、この判決の指摘に従った審理がされるべきなのに、全然そうになっていない、という例がありましたらそれをご回答いただければ幸いです。

回答は、別添の回答用紙（ワード文書）に訴訟ごとにご記入ください。

9月30日（火）までに、メールアドレス office@ombudsman.jp 宛に、もしくはFAXで 052-953-8050 にお送りください。

いただいた回答は、分科会の資料として配布する予定です。また、森田が何らかの形で記事にまとめて公表する可能性もあります。これらの利用につきお差支えの場合はその旨お知らせください。

雑なアンケートで恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

記

最高裁（三小）令和7年6月3日判決の要点

（本アンケートに必要な部分。見出し、下線は森田による）

（1）法廷意見【釈明義務違反】

「情報公開法において、開示請求に係る行政文書に記録された情報は原則として公開され

るべきものとされていることに照らせば、上記行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということとはできない。特に、文書に設けられた「備考」欄には、その性質上、当該文書に記録された主要な情報に付随し又は関連する多様な情報が記録されることが一般的に想定されるところ、前記事実関係等によれば、本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載2及び3の部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるというのである。現に、原審も、別件各決定により、小項目が設けられていることが判明し、その内容も明らかになっている「備考」欄については、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はないとして、これを細分化した部分ごとに本件各号情報該当性についての判断をしている。

これらの事情に照らせば、原審としては、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分についても、被上告人に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったということが出来る。

しかるに、原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、上記部分に記録された情報につき、その内容を特定することは困難であるから上記部分を更に細分化することはできないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたものであり、この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。」

(2) 林裁判官ら3名の補足意見

第1点【裁判所の釈明権行使の必要性】

「被告の主張立証に対し、原告から、不開示部分をより細分化して主張立証すべきである旨の指摘があった場合等には、裁判所は、情報公開法の上記趣旨等に加え、原告による的確な反論反証が可能であるかといった観点も踏まえ、被告に対し適切に釈明権を行使した上で、合理的な区切り方を見いだしていくことが求められる。対象文書を実際に見分することのできない裁判所において、被告による区切り方の合理性を判断することには相当に困難な面があるが、対象文書の体裁や行政文書としての性質等に加え、不開示情報を定めた情報公開法5条各号の趣旨や不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容に照らして、被告による区切り方の合理性を客観的に検証していくほかないであろう。したがって、不開示情報該当性の主張立証から離れて、文や文章として社会的に意味を成す範囲がどこまでかの検討を先行させ、しかも、その範囲を過度に広く捉えた上で、その一部に不開示情報が含まれていれば当該範囲の全体を不開示とすることができるといった考え方は、情報公開法の上記趣旨等に照らして採用できないものというべきであり、情報公開制

度に関する累次の当審判例も、このような考え方を採用したものではないものと解される。」「以上のような情報公開法の趣旨等に照らした積極的な審理運営を通じて、適切に不開示部分が区切られた上で、当該区切られた範囲ごとに不開示情報該当性についての主張立証がされれば、裁判所としては、当該範囲ごとに不開示情報該当性についての判断をすればよい。」

第2点【審理を尽くしても被告による不開示部分の区切り方が合理的であるとは認められない場合の判断の在り方】

「まず、不開示情報が記録されていると認められる範囲と記録されているとは認められない範囲とに更に区分できると判断した場合には、前者と後者とを区分した上で、前者について取消請求を棄却し、後者について取消請求を認容すべきことになる。なお、判決の主文において、文書の項目や段落で形式的に範囲を特定して両者を区分することが困難な場合には、被告の主張との対応関係等により不開示情報の内容の実質を概括的に示した上で、その余の範囲に限り請求を認容するといった運用を検討する余地もあるように思われる。」

「次に、被告が区切った範囲に、不開示情報が記録されていると認められるが、不開示情報に該当しない情報も含まれていると認められ、かつ、両者を特定して区分することができるとはいえない場合には、原則公開という情報公開法の趣旨にも照らし、当該範囲に不開示情報が記録されているとの被告の主張立証が成功していないとして、当該範囲の全体につき取消請求を認容するのが相当であろう。なお、この場合には、判決理由中において、以上のような取消しの理由が示されるため、改めて処分をすべき立場に置かれた処分庁としては、必ずしも当該範囲の全部を開示する義務を負うことにはならず、区切り方を再検討した上で、当該範囲の一部に限って開示決定をすることもできるものと解される。」

（3）宇賀裁判官の意見【ヴォーン・インデックスのあり方及び釈明義務】

「本件各号情報についても、被告は、本件各号情報該当性の立証責任を負うので、その立証責任を果たすためにヴォーン・インデックスを提出すべきであり、すでに述べたように、それは、欄や小項目単位ではなく、「おそれ」のある部分を具体的に特定して（○頁の△行目の◇文字目から□文字目まで等）行う必要がある。情報公開訴訟においては、行政機関の長から、開示請求対象文書における不開示情報が存在する箇所と、該当する不開示情報の条項、当該条項に該当する理由が示されなければ、原告は、それが違法であること（本件各号情報については裁量権の逸脱・濫用があること）を主張する手掛かりすらつかめない。したがって、被告から欄や小項目単位ではなく、開示により支障が生ずる「おそれ」のある部分を具体的に特定して、不開示情報に当たる理由が説明されていない場合には、裁判所は、釈明権を行使して、それを説明させる釈明義務を負うと考えられる。

2025 全国市民オンブズ大阪大会の情報公開分科会 アンケート

回答用紙

2025 年 9 月 30 日（火）までに、 office@ombudsman.jp あるいは FAX 052-953-8050 に送ってください。

事件名・係属裁判所・被告 []

回答者
(所属・連絡先)

○請求文書、争点、訴訟の進行状況

(1) 法廷意見【釈明義務違反】の影響

(2) 林ら補足意見

第 1 点【裁判所の釈明権行使の必要性】の影響

第 2 点【審理を尽くしても被告による不開示部分の区切り方が合理的であるとは認められない
場合の判断の在り方】の影響

(3) 宇賀裁判官の意見【ヴォーン・インデックスあり方及び釈明義務】の影響

○最高裁（三小）令和 7 年 6 月 3 日判決に基づき、裁判所に訴訟進行についての申し入れなど
しておられましたらその経緯（できれば申入書等を添付してください）